

「勤労福祉会館条例」別表新旧対照表

勤労福祉会館条例 別表(第9条第1項、第13条1項関係)

1 ホール等使用料

旧		新(R4.10.1以降)		
施設	使用料	施設	使用料	
ホール	円 1,530	ホール	市内	円 1,530
			市外	<u>2,300</u>
第1会議室	1,170	第1会議室	市内	1,170
			市外	<u>1,760</u>
第2会議室 第3会議室 第5会議室 第6会議室 第1研修室 第1和室 音楽室	670	第2会議室 第3会議室 第5会議室 第6会議室 第1研修室 第1和室 音楽室	市内	670
			市外	<u>1,010</u>
第4会議室	540	第4会議室	市内	540
			市外	<u>810</u>
第2研修室 第2和室	430	第2研修室 第2和室	市内	430
			市外	<u>650</u>
第3研修室	1,050	第3研修室	市内	1,050
			市外	<u>1,580</u>

2 トレーニング室使用料

旧			新(R4.10.1以降)			
施設	区分	使用料	施設	区分	使用料	
					市内	市外
トレーニング室	午前	各区分ごとに 1人につき 260円	トレーニング室	午前	各区分ごとに 1人につき 260円	各区分ごとに 1人につき <u>390円</u>
	午後					
	夜間					